

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年3月4日	株式会社ティアンドティ・コーポレーション(法人番号5160001006835) 代表者下村和幸	滋賀県長浜市細江町30番地	本社営業所	滋賀県長浜市宮司町1150-7	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年1月17日に法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)	0	0
令和6年3月6日	株式会社STS(法人番号2120101057917) 代表者鳴海亮	大阪府泉南市岡田6-9-4	本社営業所	大阪府泉南市岡田6-9-4	警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和5年11月20日及び同年12月5日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)「旅客自動車運送事業運輸規則」第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(5)業務の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(6)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)	7	4
令和6年3月6日	ミチオ商事株式会社(法人番号6120001194245) 代表者権世杰	大阪府堺市堺区住吉橋町一丁目7番13号朝日プラザ堺1001号	本社	大阪府堺市堺区戎島町2-62-8-501	警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和5年11月1日及び同年11月14日、新規許可を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運輸者に対する指導監督告示」という。))による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【特別な指導の実施状況】(運輸規則第38条第2項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	3	3
令和6年3月7日	兵庫中央バス株式会社(法人番号2140001075827) 代表者宇高昌利	兵庫県多可郡多可町八千代区仕出原438番地1号	本社	兵庫県多可郡多可町八千代区仕出原字ノテノ下438-1、2、437-1	警告(処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和6年1月23日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(3)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)	10	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年3月15日	株式会社日輝交通(法人番号 3120101060168) 代表者木村栄三	大阪府泉佐野市岡本1丁 目3-18	本社営業所	大阪府泉佐野市岡本1丁目3-18	輸送施設の使用停止(70日 車)	道路運送法(以下「法」)第 20条、法第27条第3項	令和5年6月14日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。7件の違反が認められた。(1)営業区域 外旅客運送(法第20条)、(2)旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自 動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基 準(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守 違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸 規則」)第21条第1項)、(3)疾病、疲労等のおそれ のある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼 の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第 24条第5項)、(5)運行指示書の作成等義務違反 【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1 項)、(6)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車 の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成 13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対 する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、 (7)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第 46条)	7	7
令和6年3月19日	株式会社エクスプレス(法人番号 4120901020254) 代表者大富國正	大阪府箕面市船場東1丁 目15番31号	福島営業所	大阪府大阪市福島区大開3丁目1-17	文書警告(処分日車数10日 車のため、一般貸切旅客自 動車運送事業者に対する 行政処分等の基準3.(6)に よる)	道路運送法第27条第3項	令和5年11月30日、法令違反の疑いを端緒として 監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動 車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づ き、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務 時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第 1675号)の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規 則第21条第1項)	9	1
令和6年3月22日	ヤサカ観光バス株式会社(法人番 号6130001012208) 代表者桑田晃 稔	京都府京都市南区上鳥羽 南塔ノ本町21番地	大阪支社	大阪府大阪市西淀川区中島2丁目4番 131号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年1月26日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車 運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行 う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告 示第1676号)による運転者に対する指導監督義務 違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1 項)	0	0
令和6年3月25日	株式会社ZIPANG. S. S(法人番号 1120001194786) 代表者中島大介	大阪府門真市三ツ島三丁 目3番33号	本社	大阪府門真市三ツ島334-19	警告(処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車 運送事業者に対する行政 処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和5年10月19日及び同年10月23日、法令違反 の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認 められた。(1)点呼の記録義務違反【記録なし又は 記録の保存なし】(旅客自動車運送事業運輸規則 (以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運行管理者 の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	10	5
令和6年3月25日	株式会社日本観光(法人番号 8120001201486) 代表者唐澤誠	大阪府泉南市新家725番 地の73	泉南営業所	大阪府泉南市信達牧野977-1 301号	警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車 運送事業者に対する行政 処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和6年2月15日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。1件の違反が認められた。点呼の記録 義務違反【記録なし又は記録の保存なし】(旅客自 動車運送事業運輸規則第24条第5項)	4	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年3月25日	JET観光バス株式会社(法人番号 1300001003895) 代表者李永植	福岡県大野城市乙金2丁目 16番28	大阪営業所	大阪府泉佐野市上瓦屋661-1 第2リヒト ビル303号室	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年11月27日、法令違反の疑いを端緒として 監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「旅客自 動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基 つき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗 務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第 1675号)の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規 則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記 録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条 第5項)	6	0